

児童手当について

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全やかな成長に資するため、児童を養育している方に手当を支給する制度です。

支給対象

日本国内に住所があり、中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している方。

支給額（月額）

児童の年齢		児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満		15,000円
3歳以上小学校修了前	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円

※所得制限限度額以上の方は「特例給付」として、月額一律5,000円を支給

支給日

手当の支給は、認定請求をした日の属する月の翌月から開始され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。

手当は原則として、毎年2月、6月、10月にそれぞれ10日（ただし、支給日が金融機関の休日に当たる場合は、その直前の営業日）に、前月分までを支給します。

手続き等

・認定請求（出生、転入）

※請求者の住所地がある市町村で請求手続きを行ってください。

※事由発生日から15日以内に必ず手続きを行ってください。

【必要書類】

- ・ 請求者のマイナンバーカード
※平成28年1月1日より個人番号の利用開始にあたって必要になります。
※通知カードの場合、本人確認書類（運転免許証、旅券等）が必要です。
- ・ 請求者の健康保険証の写し（請求者が国民健康保険加入者の場合は不要）
- ・ 請求者名義の振込先口座がわかるもの（通帳、カード）
- ・ 請求者の印鑑（認印）

・ 現況届（年に1度の更新）

- ・ 毎年6月に受給者宛に「現況届」を郵送します。必要事項を記入し、必要書類を添えて、子育て支援係まで持参または郵送してください。
※提出がない場合、6月分以降の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。

★ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

うきは市福祉事務所 子育て支援係

TEL 0943-75-4961（直通）